

「用地検討委員会・専門部会の設置及び合同開催（依頼）」への疑問

R1 2013.7.24

2013.7.17 住民委員 高橋泰

次回委員会の開催案内と共に、「専門部会の設置および合同開催について（依頼）」の書面が同封されてきました。上記書面は用地検討委員会委員長から基本計画検討委員会委員長宛に出されていますので、基本計画検討委員会として見解を用地検討委員会へ伝えることとなります。

一方、用地検討委員会を傍聴した当基本計画検討委員会の委員の方からの傍聴記録と提案も6月25日に拝領しています。

用地検討委員会から提出された書類に関して、下記の疑問があります。

- (1) 当該専門部会が何を目的として、何をしようとしているのかが理解できず、当該依頼書への見解は出来ない
- (2) 「用地検討委員会の担任する事務」は住民委員の募集要項の第5項に記載されており、書面の「2項 担任する事務」はどこにも含まれていない。一方、「ごみ処理基本計画検討委員会の担任する事務」は住民側の募集要項の第5項に下記のように記載されている。用地検討委員会専門部会の担任する事務は本来的に、ごみ処理基本計画検討委員会の担任する事務と考える。
  - ① ごみの発生量及び処理量の見込み
  - ② ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
  - ③ 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区別
  - ④ ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
  - ⑤ ごみの処理施設の整備に関する事項
  - ⑥ その他ごみ処理に関し必要な事項
- (3) 書面の「2項 担任する事務」の(1)から(3)は、当ごみ処理基本計画検討委員会で審議する事項と考える。それを別の委員会の専門部会で審議する理由は何か？
- (4) ごみ処理基本計画検討委員会の住民委員は上記(2)に記載された担任する事務を各自の専門知識と経験を活かして意見を述べるために応募した。もし用地検討委員会専門部会が上記書類のような事務を担当するのが募集時に記載されていれば、応募も変わっていた。現時点になり変更するのは、当初の募集は間違った募集であったことになる。
- (5) 「ごみ処理施設設備コンセプト」とは具体的に何を意味しているのか？

以上